

四日市市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月14日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第43号

四日市市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則

四日市市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(平成20年四日市市規則第51号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(自己負担月額の算出基準)</p> <p>第3条 自己負担月額は、当該患者及びその配偶者並びに<u>当該患者と生計を一にする絶対的扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条第1項の直系血族及び兄弟姉妹をいう。以下同じ。)</u>について、<u>法第19条、第20条(これらの規定を法第26条において準用する場合を含む。)</u>又は<u>法第46条の規定による入院のあった月の属する年度(当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる各々の所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)</u>(以下「<u>所得割</u>」という。)の額を合算した額を基礎として、次の表により算出した額とする。ただし、月の途中で入院し、又は退院した患者に係る自己負担月</p>	<p>(自己負担月額の算出基準)</p> <p>第3条 自己負担月額は、当該患者及びその配偶者並びに<u>民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者の前年分の所得税額(前年分の所得税額が確定していない場合にあっては、前々年分の所得税額)を合算した額(以下「<u>所得税合計年額</u>」という。)</u>を基礎として、次の表により算出した額とする。ただし、月の途中で入院し、又は退院した患者に係る自己負担月額は、本文の規定により算出された額に市が費用を負担する期間中の日数をその月の日数で除した得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。</p>

額は、本文の規定により算出された額に市が費用を負担する期間中の日数をその月の日数で除した得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

<u>所得割の額 の合算額 (年額)</u>	自己負担の額（月額）
<u>564,000円以下</u>	0円
<u>564,000円超</u>	20,000円。ただし、入院に要した医療費の額から他の法律により給付を受けることができる額（法第39条に規定する他の法律による給付の額をいう。）を控除して得た額が20,000円に満たない場合は、その額

<u>所得税合計 年額</u>	自己負担の額（月額）
<u>1,470,000円以下</u>	0円
<u>1,470,000円超</u>	20,000円。ただし、入院に要した医療費の額から他の法律により給付を受けることができる額（法第39条に規定する他の法律による給付の額をいう。）を控除して得た額が20,000円に満たない場合は、その額

2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

(1) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第29条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下

「扶養親族」という。）及び同法第  
314条の2第1項第11号に規定  
する特定扶養親族（19歳未満の者  
に限る。以下「特定扶養親族」とい  
う。）があるときは、同号に規定す  
る額（扶養親族に係るもの及び特定  
扶養親族に係るもの（扶養親族に係  
る額に相当する者を除く。）に限  
る。）に同法第314条の3第1項  
に規定する所得割の税率を乗じて得  
た額を控除するものとする。

(2) 当該患者又はその配偶者若しくは  
扶養義務者が指定都市（地方自治法  
（昭和22年法律第67号）第25  
2条の19第1項の指定都市をい  
う。以下同じ。）の区域内に住所を  
有する者であるときは、これらの者  
を指定都市以外の市町村の区域内に  
住所を有するものとみなして、所得  
割の額を算定するものとする。

(3) 当該患者又はその配偶者若しくは  
扶養義務者が地方税法第292条第  
1項第11号イ中「夫と死別し、若  
しくは夫と離婚した後婚姻をしてい  
ない者又は夫の生死の明らかでない  
者で政令で定めるもの」とあるのを  
「婚姻によらないで母となった女子  
であつて、現に婚姻をしていないも  
の」と読み替えた場合において同号  
イに該当する者又は同項第12号中  
「妻と死別し、若しくは妻と離婚し  
た後婚姻をしていない者又は妻の生

死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 同法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の四日市市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則第3条の規定は、令和元年6月1日以後に入院勧告を行った患者の自己負担月額について適用する。

(健康福祉部保健予防課)